

児童手当制度が変更されました

令和6年10月より児童手当制度が変更されています。
これに伴い、支給対象となられた方については、**令和7年3月31日（月）までに**
児童手当の申請していただいた場合、令和6年10月分に遡り手当が支給されます。

💡 主な変更点

①支給対象児童の年齢延長 ②所得制限の撤廃 ③多子加算の拡充 ④支払回数が年6回に変更

① 支給対象	高校生年代までの児童（18歳到達後の最初の年度末まで）を養育している方	
② 所得制限	なし	
③ 手当月額	【3歳未満】 第1子、第2子・・・15,000円 第3子以降・・・ 30,000円	【3歳～高校生年代】 第1子、第2子・・・10,000円 第3子以降・・・ 30,000円
④ 支払回数	年6回【偶数月】（各前月までの2か月分を支払い） ※各支給月の15日（休日の場合、直前の平日）に振り込みます。	

手続きが必要な方

- ・所得制限により、児童手当を受給できなかった方
- ・高校生年代の子がいるが0歳から中学生までの子がないため、児童手当を受給していない方
- ・生計費を負担している大学生年代の子どもがおり、多子加算の対象となる方（「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります）
※対象となる方には、順次ご案内を送付しています。ただし、転入された方や公務員を退職された方など、市では把握できない場合がありますので、ご確認をお願いいたします。
※公務員の方は、勤務先にお問い合わせください。

子どもの医療費について

医療機関受診の際は、マイナ保険証といっしょに、子どもの医療費受給資格証をご提示ください。

- ・手洗い、マスクなど感染防止に努めましょう。
- ・早期受診により、重症化予防に努めましょう。



お問合せ こども家庭課 ☎0954-23-9216

有料広告

外壁塗装・屋根塗装・防水工事

ヤマグチ塗装

相談・診断・見積 無料

一級建築塗装技能士
山口 哲平

〒843-0024
武雄市武雄町富岡 10027-1
TEL/FAX: 0954-38-2475
Mobile: 090-1346-6844